

・犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう

・これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

▼重点事項

「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」

「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動で、7月を強調月間としています。

関係諸団体の協力、参加により、7月11日に法務大臣のメッセージ伝達式、7月25日に「伊野南サンシャインズ」の皆さんの先導による徒歩啓発パレードなどを行いました。また、期間中、すこやかセンター伊野のロビーで、伊野小学校と枝川小学校の皆さんによる啓発絵画を展示しました。



お知らせ
乳幼児医療費受給者証の更新申請について

毎年9月は乳幼児医療費受給者証の更新時期です。(0歳児を除く。)現在お持ちの受給者証は、有効期限が9月末日となっていますので、更新の手続きを行ってください。

▼対象者

町内に住所を有する1歳～就学前までの児童

▼申請に必要なもの

- ・印鑑(認め印可)
- ・児童の健康保険被保険者証
- ・世帯全員(児童は除く。)の所得課税証明書(平成26年1月2日以降に転入された方のみ)

▼受付期間及び時間

9月1日(月)～
9月30日(火)

8時30分～17時15分

(ただし、土、日、祝日を除く。)

※郵送でも受け付けできます。

■申請・問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ
小中学生児童医療費受給者証の申請について

先月の広報でお知らせしたとおり、町では、これまで就学前の乳幼児を対象に医療費の助成を実施してきましたが、10月1日から中学校卒業まで拡充することになりました。

対象となる方は、申請の手続きを行ってください。

▼対象者

町内に住所を有する小学校1年生～中学校3年生(平成11年4月2日～平成20年4月1日生まれ)の児童

※生活保護・重度心身障害児・ひとり親家庭医療費助成制度を受けている方は、引き

続きそれぞれの医療費助成制度で助成を受けられますので対象とはなりません。

▼申請に必要なもの

・印鑑(認め印可)

・児童の健康保険被保険者証

▼受付期間及び時間

9月1日(月)～
9月30日(火)

8時30分～17時15分

(ただし、土、日、祝日を除く。)

※郵送でも受け付けできます。

■申請・問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ
後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

平成26年3月31日時点で、健康診査の対象となる方については、9月上旬に、健康診査受診券をお送りします。

届いた受診券と、同封の問診票、保険証を持参し、集団健診の会場や、お近くの医療機関など(受診できる医療機関は、同封の一覧表をご覧ください。)にお越しください。

と、健診を受けることができます。

▼健康診査対象者

後期高齢者医療制度の被保険者で次の①～⑤すべてに該当する方

- ①過去1年、生活習慣病で病院にかかっていない方
- ②6か月以上継続して入院していない方
- ③介護施設や障害者施設などに入所していない方
- ④事業主健診を受診していない方
- ⑤刑事施設に入所していない方

■問い合わせ

ほけん福祉課
(すこやかセンター伊野内)

☎893-3811

お知らせ
介護マークの交付について

この取組は、外見から介護が必要な状態であることが分かりにくい方などを介護する際に、ほかの方から誤解や偏見を持たれることなく安心して介護を実施していただくために交付するものです。

町では9月から希望者に介護マークの交付を行います。